

長野県犯罪被害者等支援条例案に基づく施策の概要（案）へのご意見と県の考え方

意見募集期間：令和4年2月10日～令和4年3月11日（30日間）

意見の総数：64件 15人

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1	被害者等の回復は大変時間がかかることから、「途切れない支援」に「長期的に」を加えてほしい。	「途切れない支援」とは、支援を途切れず継続していくという趣旨であるため、「長期的」の意味を含みます。
2	「関係機関同士の適切な連携・協力による支援」について、関係機関を示してほしい。	計画の中でお示ししてまいります。
3	総合的支援窓口の拠点とは別に、合同庁舎内に出先窓口を設置してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
4	総合的支援窓口の運営にあたっては、事件後、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受け取ることができるよう、関係機関と連携して、総合的にきめ細かい支援を提供してほしい。	いただいたご意見については、総合的支援窓口を運営する際の参考とさせていただきます。
5	キーパーソン研修会に「被害者が創る条例研究会」による研修等を取り入れて欲しい。	研修の内容は、目的や対象者等を踏まえて決定してまいります。
6	キーパーソンの対象者には、支援員・相談員の他、県職員・県警職員・市町村職員等で支援に携わる全ての人を含めてほしい。	支援に従事する者が幅広く受講できるようにしてまいります。
7	総合的な対応窓口の体制などについて、各市町村の状況に応じて連携を強化してほしい。	必要に応じて市町村と連携を図ってまいります。
8	どことどのように連携していくのか具体的に示してほしい。	計画の中でお示ししてまいります。
9	支援関係者について、連携する機関やその役割を明確にしてほしい。	計画の中でお示ししてまいります。
10	重大事案が発生した場合の関係機関との連携体制、役割分担等について明らかにしてほしい。	関係機関との連携を進める中で調整してまいります。
11	市町村における条例制定や計画策定などについての情報提供を行い、取り組みを進める市町村を後押ししてほしい。	市町村に対し、条例の制定も含め必要な施策の検討を呼びかけてまいります。
12	市町村への条例制定を働きかけてほしい。 市町村への支援について具体的にし、経済的支援の負担があるとよいのではないか。	
13	市町村が行う生活支援に対し、費用の補助をしてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
14	弁護士無料相談は広い事件を対象としてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
15	弁護士無料相談について、対象事件、無料相談回数を示してほしい。	個々の制度の詳細については、各制度の広報等においてお知らせしてまいります。
16	無料法律相談の対象者、期間、回数について明示してほしい。	

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
17	被害者が利用できる手引きや案内書を作成してほしい。 支援のメニューを一覧にし、わかりやすく提示してほしい。	被害者が利用できる手引きや案内書として、「被害者支援ノート」を作成してまいります。作成にあたっては、わかりやすい内容となるよう努めてまいります。
18	被害者支援ノートの作成に際し被害者の意見を聞いてほしい。	いただいたご意見については、実際に施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
19	つきまとい等迷惑行為による被害者等も広く支援対象としてほしい。	つきまとい等迷惑行為による内容等が条例に定義する「犯罪等」に該当する場合は支援の対象となります。被害の状況等に応じ必要な支援を行ってまいります。
20	犯罪被害者支援センターによる相談・支援内容について、明確に示してほしい。	本計画では、県において実施する施策を記載することとしております。なお、民間支援団体に対する支援については計画に記載してまいります。
21	刑事手続きの適切な情報提供を求める。(捜査状況・被疑者に関する情報提供、裁判に係る支援制度等)	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。
22		
23	「認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター」へ連絡してみたが、お粗末な対応で、被害で傷ついた心が更に傷つく結果となった。 この法人を頼って来る犯罪被害者の期待を踏みにじらないようにすることが必要である。	犯罪被害者等に寄り添った支援が行えるよう、関係機関と連携して支援を行ってまいります。
24	重傷病見舞金の対象に精神疾患も入れてほしい。または別に精神疾患見舞金を設けてほしい。	重傷病見舞金の給付対象者には精神疾患の方も含む予定です。 性犯罪被害により死亡された被害者のご遺族、または重症病を負われたご本人は見舞金給付の対象となります。
25	性犯罪被害を県条例見舞金の対象としてほしい。	
26	性犯罪被害見舞金を設けてほしい。	
27	見舞金の要件を厳格にしすぎないようにしてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
28	生活資金の貸付制度(無利子)を導入してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、犯罪被害者等の経済的負担の実情を把握し、貸付金の必要性について検討を行ってまいります。
29		
30	無料カウンセリングは広い事件を対象としてほしい。	個々の制度の詳細については、各制度の広報等においてお知らせしてまいります。 いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
31	カウンセリング・医療費用等の公費支出の対象者を明確にしてほしい。 カウンセリングは被害者支援に精通した臨床心理士等があたり、期間・回数などの制限をなくしてほしい。	
32	加害者に法的責任を問うための必要な費用の補助を行ってほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
33	凶悪犯罪被害者にとって、直後の経済支援は非常に助けになるので、各自治体と連携した支援を県が推進してほしい。	必要に応じて市町村等関係機関と連携し、経済的支援に努めてまいります。
34	市町村と連携して、市町村営住宅の一時使用等を実施してほしい。	市町村公営住宅の入居基準等については各市町村の裁量に委ねられており、適切な支援が行われるよう市町村と情報共有を図ってまいります。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
35 36	生活に困窮していない、家事・育児・介護などを必要とする被害者等も生活支援を受けられるようにしてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
37	損害賠償が見込めない被害者に対して、立替制度等を設けてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
38	被害直後の裁判のサポートやマスコミ対応のための代理人制度を設けてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
39	支援にあたっては、回数限定の支援ではなく、継続的な支援としてほしい。	犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受けられるよう必要な支援の実施に努めます。
40	子供に影響を与えている大人達への理解促進が必要。犯罪被害が起こった際に近隣の家々に配布するリーフレットを作成してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
41	県民に分かりやすいよう、事件ごとに例をあげ、支援の流れをパンフレット等で示してほしい。	いただいたご意見については、実際に施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
42	学校・地域・事業者・関係団体等と協働し、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の生の声を伝え、二次被害を生じさせないような配慮の必要性を図るための講座を実施してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
43	裁判のために休暇を申し出ても白い目で見られることのないように、「裁判をするような家だから」等の理由で雇止めになるようなことがないようにしてほしい。	職場における犯罪被害者等に対する配慮が進むよう、事業者に対する広報・啓発を実施してまいります。
44 45	他者への思いやりや自分を大切にすることを育むため、教育活動全体を通じて「命の大切さ」を学ぶ授業を展開してほしい。	「命の大切さを学ぶ教室」を実施する際の参考とさせていただきます。
46	SNS上での誹謗中傷・フェイクニュースへの対処などのモラル教育を、是非学校で取り入れてほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
47	子供たちに被害を受けた人の痛みや苦しみ等を想像し考える機会を設け、被害者をつくらないための教育を行ってほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
48	推進計画は最低でも5年を目途に見直して欲しい。	計画期間は令和4年度から令和8年度とする予定です。
49	計画の策定・変更の際に被害者等の意見が反映されるもの（計画策定委員会への参加等）としてほしい。	計画の策定にあたっては、今回のパブリックコメントに加え、条例検討の議論の際に施策についても多くの意見をいただきながら進めてきたところです。
50	推進計画の策定又は変更しようとする時は、関係機関・団体等の代表者、犯罪被害者等の代表者、支援等に関し優れた識見を有する者から構成される、「犯罪被害者等施策推進会議」を設置してほしい。	なお、今後計画を変更する際には、当事者を含め幅広くご意見を頂戴できるよう、効果的な手法を検討してまいります。
51	求めている支援を実現できるよう、できるだけ多くの被害者から話を聞いてほしい。	条例検討の議論と合わせ施策についてもたくさんの意見をいただきながら進めてきたところです。 加えて計画の元となる施策についても、今回、県民の皆様からご意見をいただいております。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
52	今後も推進計画策定、変更にあたっては、犯罪被害者等の意見を聴く機会を設け、意見を反映してほしい。	今後計画を変更する際には、当事者を含め幅広くご意見を頂戴できるよう、効果的な手法を検討してまいります。
53	推進計画を速やかに策定するとともに、検討段階での当事者参加を視野に入れてほしい。	<p>条例検討の議論に合わせ施策についても、たくさんの意見をいただきながら進めてきたところです。</p> <p>今後計画を変更する際には、当事者を含め幅広くご意見を頂戴できるよう、効果的な手法を検討してまいります。</p>
54	推進計画で、支援の対象となる「犯罪被害者等」を具体的に列挙してほしい。	どのような犯罪被害者等を対象に、どのような支援を行うかは、個々の施策に委ねられており、支援の対象者についてはそれぞれの施策において明らかにしてまいります。
55	このような条例で犯罪被害者の方々を支援する施策が定められるのはとても良いことだと思う。	いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
56	遺族が犯罪による被害に加え、誹謗中傷等により悲しむことがないようにしてほしい。	被害者や遺族等が誹謗中傷等により悲しむことがないように、犯罪被害者等への理解促進を図る施策に取り組んでまいります。
57	軽犯罪の被害者にも支えになってくれる支援体制をお願いしたい。	条例の定義で定める「犯罪等」に該当すれば、軽犯罪の被害者も対象としています。犯罪被害者等の個々の状況に応じ、必要な支援を実施してまいります。
58	平成17年施行の犯罪被害者等基本法に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできたのであれば、その取り組んできた期間に発生した被害者を救済すべく施行すべきであるとする。	<p>犯罪被害者等支援条例は施行日以前の被害も対象になります。</p> <p>どのような犯罪被害者等を対象に、どのような支援を行うかは、個々の施策に委ねられます。</p>
59	この条例制定のきっかけとなった坂城町やその他の事件に対して、遡及適用をしてほしい。	
60		
61	報道機関は、被害者や関係先の取材にあたっては、最低限のマナーを守ってほしい。	報道機関による取材を含む報道の自由は憲法が保障する表現の自由に含まれており、報道機関が自主的に適切な対応を行うべきと考えます。
62	私は、ある犯罪事件の被害者です。これ以上同じ被害者を出さないために、ある新聞社に取材の依頼をし、何回か取材をしてもらったが、いっこうに記事にはしてもらえなかった。記者の態度はとても失礼だった。犯罪被害者が同様の被害に遭わないように県民に周知してほしい。	一方、犯罪被害者の人権・尊厳については、犯罪被害者等支援において非常に重要なことと考えます。犯罪被害者等への理解促進を図る施策に取り組んでまいります。
63	犯罪加害者のプライバシーが守られる一方で、犯罪被害者は実名で報道されるので、報道機関は同様の被害者を出さないために、加害者がなぜそのような犯罪を行ったのかについて取材し県民に広めてほしい。	
64	<p>実名報道は必要なのか。</p> <p>県民は加害者の素性だけわかれば充分である。</p>	